

指定介護保険事業者及び指定障害福祉サービス事業者の指定の  
取消しについて

平成 30 年 5 月 31 日（金）

茨木市は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、平成 30 年 5 月 31 日付けで、下記の指定居宅サービス事業者、指定第 1 号事業者（訪問介護相当サービス）及び指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消す行政処分を行いました。

記

1 処分対象事業者

- (1) 法人名 株式会社 Altruistic
- (2) 所在地 大阪市阿倍野区橋本町 3 番 30 号
- (3) 代表者 代表取締役 仙石 隼人

2 処分対象事業所

- ① 事業所名称 訪問介護 愛とよかわ  
事業所所在地 茨木市豊川二丁目 23 番 10 号  
サービスの種類 居宅サービス（訪問介護）  
第 1 号事業（訪問介護相当サービス）  
障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護）  
指定年月日 平成 29 年 6 月 1 日
- ② 事業所名称 訪問介護 愛いばらき  
事業所所在地 茨木市沢良宜浜一丁目 15 番 28 号  
サービスの種類 居宅サービス（訪問介護）  
第 1 号事業（訪問介護相当サービス）  
障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護）  
指定年月日 平成 28 年 11 月 1 日

3 指定取消年月日

平成 30 年 6 月 30 日

4 行政処分を行う理由

(1) 居宅サービス（訪問介護）

①訪問介護 愛とよかわ  
運営基準違反

- ・一部の利用者について平成 29 年 6 月の指定時から訪問介護計画及びサービス提供記録を作成していなかった。
- ・併設の住宅型有料老人ホームに入居する利用者に対する施設的なサービスが常態化しており、個々の訪問介護計画の作成等に基づくサービスが適切に行

われていなかった。

#### 不正請求

- ・サービス提供記録がなく、サービス提供の実態が確認できないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し受領した。
- ・同一利用者に対し別のヘルパー名で同日同時間帯のサービス提供記録があり、誰が、いつサービスに入ったか不明でありながら、介護給付費を不正に請求し受領した。
- ・一人のヘルパーが、同日同時間帯に複数の利用者にサービス提供した記録があり、誰が、いつサービスに入ったか不明でありながら、介護給付費を不正に請求し受領した。
- ・身体介護又は生活援助のサービス提供について、算定する時間に満たないものを不正に請求し受領した。
- ・2時間未満の間隔でサービス提供をしたにもかかわらず、所要時間の合算を行わずに、介護給付費を不正に請求し受領した。

### ②訪問介護 愛いばらき

#### 運営基準違反

- ・一部の利用者について平成28年11月の指定時から訪問介護計画及びサービス提供記録を作成していなかった。

#### 不正請求

- ・サービス提供記録に、サービスを断られた記録があるにもかかわらず介護給付費を不正に請求し受領した。
- ・サービス提供記録がなく、サービス提供の実態が確認できないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し受領した。
- ・同一利用者に対し別のヘルパー名で同日同時間帯のサービス提供記録があり、誰が、いつサービスに入ったか不明でありながら、介護給付費を不正に請求し受領した。
- ・一人のヘルパーが、同日同時間帯に複数の利用者にサービス提供した記録があり、誰が、いつサービスに入ったか不明でありながら、介護給付費を不正に請求し受領した。
- ・2時間未満の間隔でサービス提供をしたにもかかわらず、所要時間の合算を行わずに、介護給付費を不正に請求し受領した。

### (2) 第1号事業（訪問介護相当サービス）

一体的に運営する介護保険法上の訪問介護において、運営基準違反及び介護給付費の請求に関する不正が行われた。

### (3) 障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護）

総合支援法上の居宅介護及び重度訪問介護と一体的に運営する介護保険法上の訪問介護において、運営基準違反及び介護給付費の請求に関する不正が行われた。

健康福祉部  
福祉指導監査課  
電 話 072-620-1809 (ダイヤル)